

**豊中市みんなが子育て応援団（子育て世帯外出支援事業）  
業務委託仕様書**

**1. 委託業務名**

みんなが子育て応援団（子育て世帯外出支援事業）

**2. 業務の目的**

保護者が前向きな気持ちで子どもと向き合えるようにするために、

- ① 子育てに対する不安や負担の軽減
- ② 子育ての楽しさや子どもと一緒に成長できる喜びを感じることができるよう環境整備を推進する。

あわせて、子育てしやすいまち、子育てが楽しいまちの PR を強化する。

**3. 業務委託期間**

契約締結日から令和 4 年(2022 年)3 月 31 日まで

**4. 業務内容**

<b>I ログマークデザイン等作成および広報業務</b>	
	ログマークデザイン作成
	ログマークグッズのデザイン
	ログマーク周知、みんなが子育て応援団 PR
<b>II スタンプラリー企画、実施および広報業務</b>	
	モバイルスタンプラリー企画、実施
	アプリ作成（スタンプポイント 50 か所程度、参加人数 3,000 人想定）
	PR ツール作成（I の周知とあわせた広報ツール含む）
	景品の受付、発送
	アンケート実施

I ログマークデザイン等作成および広報業務

・目的

「みんなが子育て応援団」について、インパクトをもって広く PR することで、“安心して外出できるまちとよなか”を広く市民に周知し、認知度をあげる。

また、とよなか子育て応援団の登録団体、さらには多くの市民が愛着をもって使用す

ることで、まち全体の子育て応援への機運を醸成する。

・業務内容

- (1) とよなか子育て応援団の登録団体だけでなく、趣旨に賛同した市民が愛着をもって使用できるようなロゴマークをデザイン。
- (2) デザインは、3案用意し、子育て応援団の登録団体や市民の投票により決定する。各デザイン案につき「豊中(市)」及び「子育て応援団」の文字(漢字、ひらがな、ローマ字問わず)と絵柄が一体となったものと、絵柄のみの2パターンを用意する。  
投票実施のためのチラシ等の印刷物のデザインデータを作成し、データ一式(PDFデータ等)を市に納品する(投票周知、受付、決定は市にて実施)。
- (3) 周知するためのポスター、チラシ等の印刷物のデザインデータ及びステッカー、缶バッジ、キーホルダー等のデザインデータを作成し、データ一式(PDFデータ等)を市に納品する。
- (4) 決定したデザインについて、広く市民に周知するため広報する。また、「みんなが子育て応援団」を周知し、子育てしやすいまち、子育てが楽しいまちとよなかを広くPRするための効果的な広報をする。

## II スタンプラリー企画、実施および広報業務

・目的

とよなか子育て応援団、赤ちゃんの駅を活用したスタンプラリーを実施することで、身近にあるさまざまな店舗等を実際に訪れ、利用してもらうことにより、広く周知する。

・業務内容

- (1) とよなか子育て応援団、赤ちゃんの駅の周知、利用促進を目的とした、個人が所有するスマートフォン等(以下「モバイル端末」という。)を活用したモバイルスタンプラリー(以下「スタンプラリー」という。)を企画、実施する。
- (2) 対象となるスポットは、とよなか子育て応援団(約200か所)、赤ちゃんの駅(約180か所)のうち50か所程度とし、各スポットにスタンプポイントを設定する(対象施設への協力要請、及び実施に関する説明は市が実施)。
- (3) スタンプラリーでスタンプ獲得に使用するモバイル端末は、参加者個人が所有するものとし、システムには次に掲げる機能を備えること。
  - ① 可能な限り多くのモバイル端末機種に対応可能なシステムとする。
  - ② アプリを活用するなど参加者が自らの意思で簡易にユーザー登録等を行うことにより、スタンプラリーに参加、スタンプが獲得できるシステムとする。
  - ③ 同一参加者が同じ施設でのスタンプ獲得は1回のみとする。

- ④ スタンプの獲得数に応じて景品の抽選に応募できることとする。
  - ⑤ スタンプラリー参加時のユーザー登録は市と協議のうえ、必要な情報のみによる申込みとし、個人を特定できる情報（住所、氏名、電話番号等、以下「個人情報」という。）は収集しない。また、その旨をユーザー登録時点において参加者が確認できるようにする。
  - ⑥ 参加者がスタンプ獲得の対象となる施設について、モバイル端末のスタンプラリー画面から確認できるようにする。
  - ⑦ スタンプ獲得の際、モバイル端末のスタンプラリー画面にリニューアルしたとよなか子育て応援団のデザインのスタンプが表示されるようにする。
  - ⑧ 参加者がスタンプラリー参加中に、モバイル端末を別の端末も変更した場合でも、可能な限り獲得したスタンプ等の情報が引き継げるようなシステムにする。
- (4) スタンプラリーのスタンプ獲得可能期間（以下「スタンプラリー実施期間」という。）は、8月から11月までのうち概ね3か月とし、実際のスタンプラリー実施期間は、契約時、市と協議のうえ決定するものとするが、着手から完了までのスケジュール案（工程表）を作成し、市に提示すること。
- (5) スタンプラリー実施案内のリーフレット等、以下のPR用ツールを作成する。
- ① 次の内容を記載したスタンプラリー実施案内のリーフレットについては、1万部以上とする。Iで作成したロゴマークの周知もあわせて効果的に周知すること。
    - ・実施期間、参加方法
    - ・対象となる施設の場所（施設名、住所）
    - ・市の子育てアプリ“とよふぁみ”の地図情報の利用方法
    - ・利用可能なクーポン情報
      - （スタンプラリーの実施にあわせて市が子育て応援団登録団体に子どもと一緒に来店した際のクーポン協力を依頼。スタンプラリー参加のインセンティブとする）
    - ・景品の応募方法、応募対象者（豊中市内在住の就学前児童の保護者（父・母等））
  - ② 周知するためのポスター、チラシ等の印刷物のデザインデータを作成する。
  - ③ ①②について本市公式ホームページ等に掲載することができるPDF形式またはデジタルブック形式等のデータ一式を本市に納品する。
- (6) スタンプラリー実施期間終了後、応募者に対して景品を送付する。
- ① 獲得したスタンプ数に応じた景品の抽選への応募を受け付ける。
  - ② 応募はモバイル端末のスタンプラリー画面上で行えるものとし、スタンプラリー実施期間終了後1週間が経過するまで応募可能とする。
  - ③ 景品は、就学前児童の保護者が利用しやすいものとし、本市と協議のうえ決定する。
    - （クオカード、こども商品券などを想定）
  - ④ 景品の当選者数等は300名程度とし、詳細な当選者数、応募に必要な獲得ポイント

トや景品の設定等の応募区分は本市と協議のうえ決定する。

- ⑤ 送付する景品に係る費用（発注手配、抽選・発送等）は本業務委託に含む（概ね全体で 35 万円程度）。
  - ⑥ 個人情報、景品の抽選に応募する時点で収集することとし、景品当選時の連絡と発送のみに利用する。また、その旨を応募時に応募者が確認できるようにする。
  - ⑦ 景品応募時にアンケート調査を実施する。アンケート項目等詳細は本市と協議のうえ決定する。
- (7) スタンプラリー実施期間中における、参加者からのスタンプラリーに関する問い合わせに対応する。

## 5. 成果品の提出

### (1) デザインデータ

ロゴマークデザイン、投票を周知するためのチラシ等の印刷物デザインデータ一式について、電磁的記録媒体にて 6 月中旬（本市の指定する日）までに提出すること。

その他、事業周知等に係る印刷物等のデザインデータ一式について、電磁的記録媒体にて各々作成後速やかに提出すること

### (2) スタンプラリーに使用するツールやシステムの概要

構築された機能全体を説明する資料（フローチャート、モバイル端末に表示される画面、収集されたデータの保管方法等）について、電磁的記録媒体にてスタンプラリー実施前に提出すること

### (3) アンケート調査の集計

景品応募時実施のアンケート調査の集計データについて、電磁的記録媒体にてスタンプラリー実施期間終了後 1 か月以内に提出すること

### (4) 業務実績報告書

業務委託期間終了後 1 か月以内に、業務実績報告書を作成し、紙媒体 1 部及び電磁的記録媒体にて提出する。業務実績報告書には次に掲げる事項を含めること

#### ① スタンプラリーに関する統計データ一式

- ・スタンプラリー参加者総数（年代・性別・子の年齢・居住地等）のデータ
- ・対象となる施設ごとに獲得されたスタンプ数
- ・参加者の属性に応じた、獲得スタンプのデータなど

#### ② 景品応募者と当選者の連絡先や発送先等個人情報一覧

## 6. 業務体制

総括責任者を 1 名、その他従事者として担当者 2 名以上配置する

## 7. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の発令等の不測の事態の発生等本仕様書に記載のない事項については、本市との協議により決定する。
- (2) 本契約締結時に本市と協議のうえ、本業務の具体的な実施計画を本市に提出し、本市の承諾を得ること。
- (3) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏洩等の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該事業の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (4) 本業務の履行のために本市から貸与された資料は本業務完了後速やかに返却すること。
- (5) 本業務において制作した成果品（スタンプラリーシステムは除く）に関する著作権等一切の権利は本市に帰属するものとする。

参考

### ○赤ちゃんの駅（公的施設）○

授乳・おむつ替えスペース、乳幼児の遊び場を提供できる市有施設や民間園。  
（約 180 施設が登録）

### ○とよなか子育て応援団（民間事業者）○

授乳・おむつ替えスペース、子ども用イス、子ども向けメニュー、おもちゃの貸出し、ベビーカーの乗入可、ミルクのお湯提供など子育てを応援する取組を実施している市内の店舗、事業所、団体等。

（飲食店、コンビニ、医院、美容院など約 200 団体が登録）



(参考)

現在の「子育て応援団」ロゴマーク